

令和元年度特別区一般廃棄物処理業能力認定試験

処分業 問題用紙

受験上の注意

- 受験番号と氏名を解答用紙に記入してください。
- 受験番号を解答用紙(マークシート)にマークしてください。
- 解答用紙の「記入上の注意」をよく読んでからとりかかってください。
- 出題形式は択一方式と記述方式と正誤方式があり、あわせて50問出題されます。
- どの問題も正解は一つです。
- 択一方式での解答の際は、各問の正解と思われるものを選択肢1.～5.の中から選び、解答用紙(マークシート)にあらかじめ印刷された解答欄の〔1〕～〔5〕の番号のうち、該当する番号にマークしてください。
- 記述方式での解答の際は、各問の正解と思われる語句を2ページの「共通語群」より選び、解答用紙の裏面に印刷された解答欄に、かい書で正確に記入してください。
- 正誤方式での解答の際は、解答用紙の裏面に印刷された解答欄に、○または×を正確に記入してください。
- 問題の中で、法令等の名称を次のとおりに略しています。
 - 「廃掃法又は法」 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
 - 「政令又は施行令」 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)
 - 「環境省令又は施行規則」 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚令第35号)
 - 「条例」 各区の廃棄物処理条例
 - 「規則」 各区の廃棄物処理規則
 - 「要綱」 東京二十三区清掃協議会一般廃棄物処理業許可取扱要綱
*法令、要綱等については平成30年11月1日現在のものです。
 - 「清掃一組」 東京二十三区清掃一部事務組合
 - 「清掃一組処理施設」 23区内の清掃工場、中防処理施設、品川清掃作業所
 - 「指定処理施設」 清掃一組処理施設(23区内の清掃工場、中防処理施設、品川清掃作業所)及び東京都最終処分場
 - 「許可区」 許可を受けている区
 - 「清掃協議会」 東京二十三区清掃協議会
- ※その他、各種法令で規定する用語の定義は、この問題においても同様に使用しています。
- “不正行為”又は“不正とみなされる行為”は絶対にしないでください。
- 終了時間になりましたら、「終了」の合図を出します。
その合図がありましたら、直ちに筆記用具を机の上に置き、その後の指示に従ってください。

共 通 語 群

※ここにあるすべての語を解答に使用するとは限らない。また、それぞれの語を使用するのは一回だけとは限らない。

0.1	0.5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	13
15	20	25	30	35	40	45	50	100	200	300		
400	500	1000	3000	5000	委託	一日	一年	一週間				
一般廃棄物	委任	違反	違反行為	医療	埋立処分	液状						
液体	汚水	汚でい	改善命令	該当	各区	確認	ガス					
家庭用機器	家電	環境	環境汚染	環境省令	環境大臣	感染症						
感染性	感染症	関与	関連	期限	技術	基準	規制施設					
気体状	忌避	義務	客観的	行政処分	許可	許可証	虚偽					
拒否	区長	刑事罰	形状	欠格要件	公園	合計	公衆衛生					
更新	小型家電	固形状	個人	固体	拒み	固有事務	再生					
再生利用	差し引き	妨げ	残さ	事業	自己	指示	施設					
施設建設	施設設置	施設の劣化	市長	市町村	し尿	集約						
手段	遵守事項	浄化槽	譲渡	情報漏洩	条例	食品	処分					
処理	書類審査	水素	生活環境	性状	清掃一組	清掃協議会						
政令	占有者の意思	総合的	大気汚染物質	対象施設	立入検査							
他人	炭化水素油	炭化物	炭水化物	断面	知識	提供	停止					
停止命令	適合	手数料	東京都知事	動植物性	動物死体							
動物性残さ	道路	特定施設	届出	取扱い形態	二酸化炭素							
認可	認可書	能力	除く	廃棄物	廃止	排出場所	罰金					
罰則行為	半	範囲	比較	含む	不正	物件	不法	不法行為				
粉塵	変更	妨害	放射性物質	方法	保管	見取	無償					
名義	名義貸し	命令	有害	有害性	有償	輸出	輸入					
容器包装	予備	理容	緑地									

分野1【問1】

廃棄物の定義として適する内容になるよう、に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

法では、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、 (ア) 又は (イ) のもの ((ウ) 及びこれによって汚染された物を除く。) と定められている。

ただし、不要物であっても、一般的に (エ) で取引されるようなものは廃棄物ではないが、平成25年3月29日環廃産発第1303299号環境省通知では、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に (エ) で譲渡することができないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を (オ) に勘案して判断すべきものであること。」と示されている。

分野1【問2】

廃棄物の種類に関する下記の選択肢A～Eの記述それぞれについて、正しければ○、誤っていれば×を解答欄に記入しなさい。

- A. 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物を家庭廃棄物といい、これは一般廃棄物に分類される。
- B. 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物を、事業系一般廃棄物という。
- C. 廃掃法では、「廃棄物」を一般廃棄物と産業廃棄物に分けている。
- D. 廃掃法において産業廃棄物は14種類が定められている。
- E. 特別管理廃棄物は、爆発性、気化性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する。

分野1【問3】

特別区における一般廃棄物処理のしくみに関する下記の選択肢A～Dの記述のうち、誤っているものがいくつあるか、選択肢1～5の中から一つ選びなさい。

- A. 特別区の各区が計画に基づき収集・運搬し、処理施設で処理する必要があるのは、事業系一般廃棄物のうち公共処理するものに限る。
- B. 事業系一般廃棄物を事業者自ら運搬する場合は、廃棄物の種類によって指定処理施設に搬入することができる。
- C. 処分業のみを行う場合でも、その業を行う区における収集運搬業と処分業の両方の許可が必要である。
- D. 排出事業者から一般廃棄物の処理の委託を受ける処理業者は法における除外規定にあたる場合を除き、業を行う区における一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可が必要である。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 誤った記述はない

分野1【問4】

特別区における清掃事業の運営形態に関する下記の選択肢A～Dの記述のうち、誤っているものがいくつあるか、選択肢1～5の中から一つ選びなさい。

- A. ごみの収集・運搬と中間処理は、清掃一組によって共同で行われる。
- B. 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理及びし尿の下水道投入については、東京都が設立した清掃一組による共同処理を行っている。
- C. ごみの最終処分については、東京都が設置・管理する最終処分場（新海面処分場・中央防波堤内側埋立処分場）を使用している。
- D. 特別区の各区は、ごみの収集・運搬とリサイクル事業をあわせて行うことにより、循環型社会の実現を目指している。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 誤った記述はない

分野1【問5】

特別区の清掃事業における役割分担に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

1. 一般廃棄物処理業の許可及び指導、浄化槽清掃業の許可に関する事務、雇い上げ車両関係事務を行うのは清掃協議会である。
2. 各区と清掃一組は、一般廃棄物処理計画の策定、または一般廃棄物処理施設の設置の許可、届出及び指導を行う。
3. 清掃一組が担う清掃工場等の整備・管理・運営には、清掃工場運営協議会の運営及び建設、建替、プラント更新、改造並びに分別収集計画の策定等が含まれる。
4. 各区では容器包装廃棄物の分別収集の実施及び搬入調整を行う。
5. 清掃一組は、し尿等の下水道投入施設の整備・管理・運営は行うが、し尿の収集・運搬・中継作業及び浄化槽清掃業の許可及び指導は行わない。

分野1【問6】

一般廃棄物処理業の許可制度に関する内容になるよう、に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

一般廃棄物の処理（自己処理を除く。）は、原則的には、市町村（特別区の場合は各区。以下同じ。）の事務であって（法第（ア）条の2）、他のものが業（処理業）として、これを行うことは禁止されている。

この禁止された業を特定の場合にできるようにしたものが、一般廃棄物処理業の許可制度（法第（イ）条）である。特定の場合とは、市町村の一般廃棄物処理計画に適合する（法第7条第5項第2号）とともに、一定の能力を有し、かつ、関係法令等で定める諸条件を満たし、当該市町村長（特別区の場合は各区長。以下同じ。）の許可を受けた場合をいう。

したがって、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。また、一般廃棄物処理業は、収集運搬業と処分業の2つに区分されている。

なお、許可を受けた者は、自ら業を行うことが必要であり、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に（ウ）することや、（エ）することは禁止されている。

分野1【問7】

一般廃棄物処理業の許可制度のうち、許可を受ける必要が無い場合に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 市町村の委託を受けて、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合
2. 区長の許可を受けた化製場から排出される廃肉骨粉を再生利用する目的で、環境大臣の認定の下に収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合
3. 造園業者が、自ら剪定した木くずを運搬する場合
4. 環境大臣の認定を受け、部品若しくは付属品を含む廃消火器の広域処理を行い、当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合
5. 特定家庭用機器の販売業者が、販売店舗の周辺の家庭から廃棄される自動車用鉛蓄電池を適正に収集又は運搬する場合

分野1【問8】

下記の選択肢A～Dの記述のうち、一般廃棄物に分類されるものがいくつあるか、選択肢1～5の中から一つ選びなさい。

- A. 新聞社から新聞印刷の過程で排出される紙くず
- B. ガソリンスタンドにてセルフサービスの洗車を行った際に排出される汚泥
- C. 建設業者の事務所において排出される従業員の麻の作業服
- D. たばこ製造過程において排出されるたばこの葉の残さ

1. 1つ
2. 2つ
3. 3つ
4. 4つ
5. ひとつもない

分野1【問9】

一般廃棄物処理業の許可制度における許可対象廃棄物を説明する内容になるよう、

□□□□に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

特別区では、一般廃棄物のうち原則として事業系一般廃棄物を許可の対象としている。さらに、許可対象廃棄物を普通ごみ、□(ア)・□(イ)ごみ、しき・ふさ、□(ウ)、□(エ)、□(オ)廃棄物、廃家電の7種類に分類し、その種類ごとに許可している。

ただし、取り扱う一般廃棄物の種類のうち「□(ウ)」の収集運搬業については、現在、新規の許可を行っていない。

分野1【問10】

下記の選択肢A～Dの記述のうち、一般廃棄物処理業の許可制度に関する記載として正しいものがいくつあるか、選択肢1～5の中から一つ選びなさい。

- A. 特別区における一般廃棄物処理業の許可のうち処分業の許可は、4つの事業区分に分類されている。
- B. 水再生センターから排出される貯留槽の水面に浮かんでいるかすは許可対象廃棄物に含まれるが、スクリーンかすは許可対象廃棄物に含まれない。
- C. 一般廃棄物処理業の許可を受ける必要がない場合の、広域処理に係る特例については法第9条の8に、再生利用に係る特例については法第9条の9に規定している。
- D. 環境大臣の認定を受ければ一般廃棄物処理業の許可が無くても広域処理が可能となる、環境省令で定める一般廃棄物のうち、平成15年の環境省告示において示されたものは大きく分けて9種類ある。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. ひとつもない

分野2【問1 1】

一般廃棄物処分業の許可基準に関するA～Dの記述のうち、内容と根拠の正しい組合せはいくつあるか、選択肢1～5の中から一つ選びなさい。

	内容	根拠
A	申請の内容が、各区が定める一般廃棄物処理計画に適合するものであること	法第7条 第10項第1号
B	各区による一般廃棄物の処分が困難であること	法第7条 第10項第2号
C	保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること	施行規則第2条の4 第1号
D	埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。	施行規則第2条の4 第2号

1. 1つ
2. 2つ
3. 3つ
4. 4つ
5. ひとつもない

分野2【問1 2】

一般廃棄物処分業の許可基準に関するA～Dの記述について、正しい場合は○、誤っていれば×を解答欄に記入しなさい。

- A. 浄化槽に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適する浄化槽、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- B. 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有するだけでなく、継続して処分業を行うに足りる経理的基礎を有すること。
- C. 新規に申請する申請者が法人である場合には、その代表者又は役員（会計参与、監事を含む。）が、区長が定める試験に合格していること。
- D. 一般廃棄物処分業の許可基準として、埋立処分を業で行う場合は、処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合と同一の基準が定められている。

分野2【問13】

一般廃棄物処分業の許可基準に関する内容になるよう、に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

(ア) あたりの処理能力が (イ) トン以上（焼却施設にあつては、1時間あたりの処理能力が (ウ) キログラム以上又は火格子面積が (エ) 平方メートル以上)のごみ処理施設及びし尿処理施設（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。）の場合には、 (オ) の許可を受けていること。

分野2【問14】

下記の選択肢1～5の記述のうち、一般廃棄物処分業の欠格条項に当てはまらないものを一つ選びなさい。

1. 破産者で復権を得ない者。
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く）の規定に違反して罰金の刑に処せられたが、1年前に執行を受けることがなくなった者。
3. 廃掃法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消されたが、その取消の日から3年が経過した者。
4. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり5年が経過した者。
5. 3年前に廃掃法第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消された法人で、許可が取り消された当時に役員（業務を執行する社員）だった者。

分野2【問15】

下記の選択肢1～5の記述のうち、環境省令で定める焼却設備の構造について、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
2. 燃焼ガスの温度が過剰に上がらないように、燃焼室に空気が侵入しないものであること。
3. 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
4. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
5. 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

分野2【問16】

ダイオキシン類対策特別措置法の内容になるよう、に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類による（ア）を防止するため、規制の対象となる施設（特定施設）についての排出基準値が定められている。廃棄物焼却炉（火床面積（イ） m^2 以上または焼却能力（ウ） $\text{kg}/\text{時}$ 以上。廃棄物の焼却施設に（エ）以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合、それらの能力を（オ）する。）は特定施設に該当する。

分野2【問17】

下記の選択肢1～5の記述のうち、ダイオキシン類対策特別措置法に係る対応として、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 特定施設を設置している事業者として、特定施設から排出される排出ガスについて、毎月2回の測定を行い、この結果を都道府県知事に報告している。
2. 特定施設を設置している事業者として、特定施設から排出される水について、毎年1回の測定を行い、この結果を都道府県知事に報告している。
3. 廃棄物焼却炉を設置している事業者として、集じん機によって集められたばいじんについて測定を行い、この結果を都道府県知事に報告している。
4. 廃棄物焼却炉を設置している事業者として、焼却灰その他燃えがらについて測定を行い、この結果を都道府県知事に報告している。
5. 特別区の特定施設の焼却能力を変更するため、施設の所在地の区長に届け出を行った。

分野2【問18】

環境省令で定める熱分解設備の構造に関する下記の記述について、下線部の内容が誤っている箇所はいくつあるか、選択肢1～5の中から一つ選びなさい。

環境省令で定める熱分解設備の構造（施行規則第1条の7の2）

① 炭化水素油又は炭化物を生成する場合

ア 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。

イ 一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。ウについても同じ。）。

ウ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。

エ 処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。）を排出する場合にあっては、残さが発火しないよう、排出された残さを徐々に冷却することができるものであること。

1. 1つ
2. 2つ
3. 3つ
4. 4つ
5. ひとつもない

分野2【問19】

環境省令で定める熱分解設備の構造に関する内容になるよう、に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した（ア）の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた（イ）の重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した（ア）の重量の（ウ）パーセント以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した（ア）の重量の（エ）パーセント以下である処理（（オ）を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあつては、この限りでない。）することができるものであること。

分野2【問20】

環境大臣が定める熱分解の方法に関するA～Dの記述について、正しければ○、誤っていれば×を解答欄に記入しなさい。

- A. 熱分解を行った際に、排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されるので、十分に注意する。
- B. 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように、排出口には集じん機を設置する必要がある。
- C. 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合にあつては、排出口から火災又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないようにする。
- D. 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後に、排出する。

分野2【問21】

特別管理一般廃棄物及び感染性廃棄物に関する内容になるよう、に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

・特別管理一般廃棄物の処分又は再生に当たっては、人の健康又は (ア) に係る被害が生じないようにしなければならない。また、特別管理一般廃棄物は (イ) を行ってはならない。

・感染性廃棄物とは、医療関係機関等から発生する廃棄物で、「 (ウ)」、「 (エ)」、「 (オ)の種類」という3つの観点で判断する。

分野2【問22】

特別管理一般廃棄物の具体例に関する下記の選択肢A～Eの記述それぞれについて、正しいければ○、誤っていれば×を解答欄に記入しなさい。

- A. 一般廃棄物処理施設からのばいじんを焼成処理したことによって生じた処理物は、特管一般廃棄物に該当する。
- B. 廃衣類乾燥機に使用されているポリ塩化ビフェニル使用部品は、特別管理一般廃棄物に該当する。
- C. 廃冷蔵庫に使用されているポリ塩化ビフェニル使用部品は、特別管理一般廃棄物に該当する。
- D. 廃エアコンディショナーに使用されているポリ塩化ビフェニル使用部品は、特別管理一般廃棄物に該当する。
- E. ダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉からのばいじん中、ダイオキシン類含有量が1 ng/gを超えるものは、特別管理一般廃棄物に該当する。

分野2【問23】

下記の選択肢1～5の記述のうち、環境大臣が定める感染性一般廃棄物の感染性を失わせる方法として誤っているものを一つ選びなさい。

1. 高圧蒸気滅菌装置を用いて滅菌する方法。
2. 洗浄設備を用いて感染性病原体を除去する方法。
3. 肝炎ウイルスに有効な薬剤で消毒する方法。
4. 焼却設備を用いて焼却する方法。
5. 溶融設備を用いて溶融する方法。

分野2【問24】

特別区における一般廃棄物処分業の遵守事項に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 特別区の区域内から発生した一般廃棄物を取扱うこと。
2. 作業台帳を備え、作業場所ごとに必要な事項を記載し、保存すること。
3. 許可証を他人に譲渡しないこと。
4. 一般廃棄物の処分を他人に委託しないこと。
5. 許可証を事務所又は事業所に備え置き、速やかに確認できるようにしておくこと。

分野2【問25】

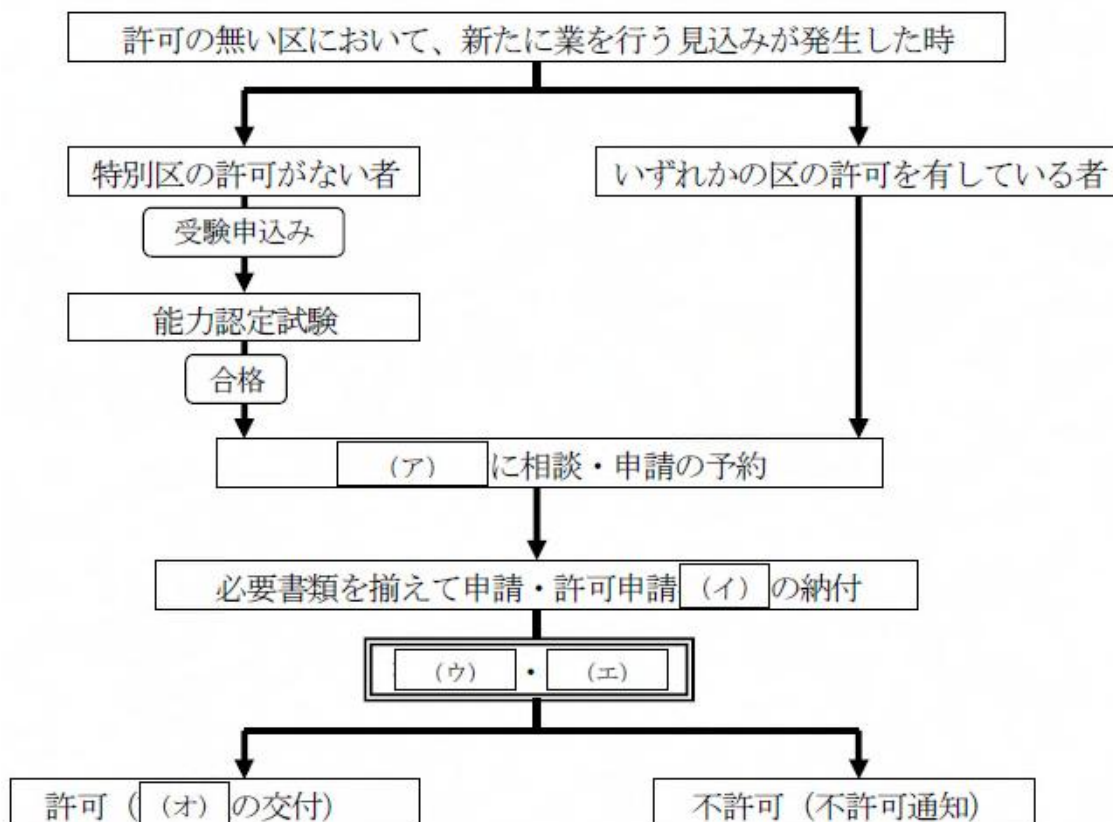
処理料金に関する内容になるよう、に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

一般廃棄物処理業者が一般廃棄物の処分を行う場合には、清掃一組の (ア) で定められた手数料の額に相当する金額を超えて処理料金を受けることは法律で禁止されている。例えば、「事業系一般廃棄物（し尿を除く。）を処理施設に運搬した者」への処理料金は、2019年4月現在、1キログラムにつき (イ) 円50銭以内でなければならない。しかし、次の①～③の場合は、法による処理料金の制限は適用されない。

- ① (ウ) 一般廃棄物
- ② 特定 (エ) 廃棄物
- ③ (オ) リサイクル法で規定する (オ) 循環資源

分野3【問26】

下記の図は、特別区における一般廃棄物処分業の新規許可手続きの流れを示している。に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。



分野3【問27】

特別区における一般廃棄物処分業の新規許可手続きに関する内容になるよう、
□□□□に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

特別区内において初めて業の許可を申請するときは、区長が定める試験に合格していなければならない。受験資格を有するのは、法人の場合、当該法人の役員（会計参与、監査役及び監事を□□□□（ア））のうち1名である。個人として許可を取得した場合は、取得後□□□□（イ）年を経過しないと法人へ変更することはできない。合格の効力は□□□□（ウ）年間である。新規許可を受けるためには合格から□□□□（ウ）年以内に申請書を提出する必要がある。なお、□□□□（エ）年以上継続して一般廃棄物処理業を営むためには、区長が指定する講習会を□□□□（オ）年ごとに修了し、□□□□（エ）年ごとに更新許可の申請をしなければならない。

分野3【問28】

特別区における一般廃棄物処分業の新規許可手続きに関する下記の選択肢A～Eの記述それぞれについて、正しいければ○、誤っていれば×を解答欄に記入しなさい。

- A. いずれかの区で収集運搬業の許可を有する者が、新たに処分業の許可の申請をするときは、能力認定試験が免除される。
- B. 許可日は申請が受理された月の翌月の1日である。
- C. 新規許可申請手数料は、1区につき15,000円である。
- D. 許可対象廃棄物のうち「汚でい」の処分業については、現在、新規許可を行っていない。
- E. 新規許可申請手数料は、申請書を提出する当日に金融機関で納付する。

分野3【問29】

下記の選択肢1～5のうち、一般廃棄物処分業許可申請書に記載する事項として誤っているものを一つ選びなさい。

1. 取り扱う一般廃棄物の種類
2. 事業開始資金及び調達方法
3. 一般廃棄物処理施設の数量
4. 従業員数
5. 作業計画

分野3【問30】

下記のA～Dは、特別区における一般廃棄物処分業の更新許可手続きに関する記述である。このうち、誤っているものはいくつあるか、選択肢1～5の中から一つ選びなさい。

- A. 更新許可申請手数料は、1区につき10,000円である。
- B. 許可期間が満了する日の1か月前までに必要書類を揃えて提出しなければならない。
- C. 立入検査は、書類審査で許可基準を満たしていることが認められなかった場合に限り行われる。
- D. 郵送により申請することはできない。

1. 1つ
2. 2つ
3. 3つ
4. 4つ
5. ひとつもない

分野3【問31】

特別区における処分業の一般廃棄物処理実績報告書の作成手順に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 取り扱う一般廃棄物の種類ごとに作成する。
2. 処分先内訳の記入時は、自己施設の欄のみ使用する。
3. 処分施設ごとに作成する。
4. 処分方法ごとに処理量を記入する。
5. 月ごとに作成する。

分野3【問32】

特別区における処分業の区別一般廃棄物処理量実績調査票の作成手順に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 月ごとの受入れ量を集計する。
2. 「焼却」の記入欄は使用しない。
3. 取り扱う一般廃棄物の種類ごとに作成する。
4. 許可区ごとの受入れ量を集計する。
5. 「その他」の記入欄は使用しない。

分野3【問33】

一般廃棄物処分業の変更許可申請に関する下記のA～Eの記述それぞれについて、正しければ○、誤っていれば×を解答欄に記入しなさい。

- A. 変更許可申請の手数料は、1区につき15,000円である。
- B. 郵送で申請することができる。
- C. 許可基準を満たしているかどうかを審査するため、書類審査を行う。
- D. 変更許可後の許可期間は、変更許可前と変わらない。
- E. 郵送により新しい許可証を受け取った場合、ただちに変更前の許可証を返納しなければならない。

分野3【問34】

人格を変更した場合の取扱いに関する下記A～Dの記述のうち、変更内容とその手続きが正しい組合せはいくつあるか、選択肢1～5の中から一つ選びなさい。

	変更内容	手続き
A	個人から法人への変更 処理業の許可を受けている個人(甲)が法人(乙)として全く同じ内容の処理業を行おうとする場合	(甲)と(乙)とは法律上別個の人格であるため、(乙)は処理業の新たな許可が必要である。ただし、一般廃棄物処理業の許可を取得してから3年を経過している個人(甲)が発起人として設立し、その代表者又は役員(会計参与、監査役及び監事を除く)となった法人(乙)が、当該個人(甲)と同一の業を継続する場合は、能力認定試験を免除する。なお、定款等で発起人の記載が確認できない場合は、能力認定試験免除の対象とならない。
B	組織の変更 処理業の許可を受けている有限会社(甲)が株式会社(乙)に組織変更し、従前と全く同じ内容の処理業を行おうとする場合	合名会社から合資会社、合資会社から合名会社、有限会社から株式会社などの組織変更については、新たな許可をとる必要はなく、(乙)は、法人名称の変更届を行う必要もない。
C	会社の合併 処理業の許可を受けている株式会社(甲)が、処理業の許可を持たない株式会社(乙)と合併した後、新会社(丙)として(甲)と全く同じ内容の処理業を行おうとする場合	合併後の新会社(丙)が、(乙)の消滅を伴う(甲)の吸収合併として成立した場合 ・(丙)は、(甲)と同一の法人格であるため、(甲)に与えられていた許可をもって業を行うことができる。 ・(甲)は、法人名称の変更届を行う必要がある。
D	合併後の新会社(丙)が、(甲)の消滅を伴う(乙)の吸収合併として成立した場合	・(丙)は、(乙)と同一の法人格であるため、従前(甲)に与えられていた許可をもって業を行うことはできず、新たに処理業の許可を取得する必要がある。 ・(甲)は、業の廃止届を行う必要がある。

1. 1つ
2. 2つ
3. 3つ
4. 4つ
5. ひとつもない

分野3【問35】

一般廃棄物処理業の手引39頁の変更許可事項と添付書類の表中の「廃棄物の種類、処分の区別又は処分の方法(処分業)」の変更の際に必要な添付書類の内容になるように、に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- ① 作業計画書(処理施設の作業工程を説明する書類)
- ② 処理施設の案内図及び付近の (ア) 図
- ③ 処理施設の配置図
- ④ 処理施設の平面図、立面図、 (イ) 図、構造図及び設計計算書
- ⑤ 処理施設の写真
- ⑥ 処理施設の関係諸官庁の (ウ) (エ) 又は (オ) の写し
- ⑦ その他必要と認められる書類

分野3【問36】

変更承認申請に関するA～Eの記述うち、正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から一つ選びなさい。

- A. 新しい許可証の交付を受ける際に、紛失・き損により旧許可証を返納できない場合は、事前に再交付申請を行う必要がある。
- B. 変更承認事項が複数ある場合は、原則として変更事項ごとに申請する。
- C. 処分先を変更する場合は、変更承認申請を行う必要はない。
- D. 申請した事項が承認されるまでは、申請事項に係る事業を行うことはできない。
- E. 処分先を変更する場合、施設に関する変更承認申請の提出範囲は、処分業の許可区となる。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

分野3【問37】

一般廃棄物処分業の変更届に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 変更届は、提出用と提出者控用を作成し、変更事項に係る必要事項を添付して清掃協議会へ提出する。
2. 一つの届出で複数区の変更を同時に提出することができる。
3. 個人の住所及び氏名、法人の主たる事務所の所在地の変更、名称及び代表者の氏名に変更が生じた場合は、新しい許可証が交付される。
4. 変更届に押印する印鑑は、必ず登録印（印鑑証明書と同じもの）を使用する。
5. 主たる事務所の所在地、代表者、役員、作業計画について変更が生じたときは、変更した日から2週間以内に提出しなければならない。

分野3【問38】

特別区における一般廃棄物処分業の作業台帳に関するA～Eの項目のうち、正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から一つ選びなさい。

- A. 作業台帳は閉鎖後5年間、事業場ごとに保存する。
- B. 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量を記入する。
- C. 処分した場合には、処分方法ごとの処分量を記入する。
- D. 処分（埋立処分を除く。）後の一般廃棄物の持出先ごとの持出量を記入する。
- E. 作業台帳は毎月末締め、1年ごとに閉鎖する。

1. 1つ
2. 2つ
3. 3つ
4. 4つ
5. 5つ

分野3【問39】

以下のA～Dは、業の廃止届についての記述である。A～Dのうち、正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から一つ選びなさい。

- A. 業を廃止した場合は、30日以内に清掃協議会に届け出る必要がある。
- B. 業を廃止した日の属する年度分の一般廃棄物処理実績報告書の添付は不要である。
- C. 業の廃止届を提出する場合、事前に清掃協議会に連絡をする必要がある。
- D. 許可期間満了時に更新しない場合、廃止に係る手続きは不要となる。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 正しい記述はない

分野3【問40】

一般廃棄物処分業の許可証再交付申請に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1. 許可証を紛失し、又はき損したときは、10日以内に再交付申請を行わなければならない。
- 2. 郵送による許可証再交付申請はできない。
- 3. 申請書に押印する印鑑は、印鑑証明書と同じものを使用する。
- 4. 許可証再交付申請手数料は、1区につき3,000円である。
- 5. 1部の申請で複数区分を同時に申請することができる。

分野4【問4 1】

立入検査に関する内容になるよう、に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

・立入検査の対象は、廃棄物の処理状況や施設の維持管理状況等を把握するために必要な帳簿書類その他の (ア) であり、この際、廃棄物の (イ) 等を調べるため、 (ウ) で廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の (エ) を求めることがある。

分野4【問4 2】

許可の取消しに関する内容になるよう、に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

一般廃棄物処理事業者が以下の事項のいずれかに該当した場合、許可を取り消されることがある。

- ・ (ア) のいずれかに該当したとき
- ・ (イ) に関与したとき
- ・ 事業に使用する施設又は (ウ) が許可の (エ) に適合しなくなったとき

分野4【問43】

廃掃法第19条の3に定められた改善命令に関する内容になるよう、に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

・一般廃棄物処理業者が法令に定められた (ア) に (イ) しない収集、運搬又は処分を行っている場合、区長は、 (ウ) を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の (エ) の変更その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

分野4【問44】

直罰規定及び両罰規定に関する内容になるよう、に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

・直罰規定では、一般廃棄物処理業者が、廃棄物の (ア) について守るべき義務に (イ) したときには、行政処分とは別に (ウ) が科せられることがあり、両罰規定では、従業員が (イ) 行為を行ったときは、行為者が処罰されるほか、使用者である一般廃棄物処理業者法人又は (エ) に (オ) が科せられることがある。

分野4【問45】

廃掃法で規定されている違反行為とそれに対応する罰則の内容になるよう、に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

・自己の名義をもって、 (ア) に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせたときや、 (イ) の手段により (ウ) 又は (ウ) の更新を受けたときは、 (エ) 年以下の懲役若しくは (オ) 万円以下の罰金又はこの併科が科せられることがある。

分野4【問46】

廃掃法で規定されている違反行為とそれに対応する罰則の内容になるよう、に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

・ (ア) の手段により事業の (イ) を変更する許可を受けたときは、 (ウ) 年以下の懲役若しくは (エ) 万円以下の罰金又はこの併科が科せられることがある。

分野4【問47】

廃掃法で規定されている、罰則に該当する違反行為に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 措置命令に違反したときは、1000万円の罰金が科せられる場合がある。
2. 事業停止命令に違反したときは、1000万円の罰金が科せられる場合がある。
3. みだりに廃棄物を捨てようとしたときは、未遂であっても、3年の懲役が科せられる場合がある。
4. 求められた報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、6月の懲役が科せられる場合がある。
5. 違法に廃棄物を焼却しようとしたときは、未遂であっても、300万円の罰金が科せられる場合がある。

分野4【問48】

廃掃法で規定されている、罰則に該当する違反行為に関する下記のA～Eの記述それぞれについて、正しければ○、誤っていれば×を解答欄に記入しなさい。

- A. 無許可で一般廃棄物の処分を行ったときは、300万円の罰金が科せられる場合がある。
- B. 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、30万円の罰金が科せられる場合がある。
- C. 廃掃法第7条の2第4項の規定による欠格要件に係る届出を行わなかったときは、6月の懲役が科せられる場合がある。
- D. 事業場に帳簿を5年間保存しなかったときは、30万円の罰金が科せられる場合がある。
- E. 許可を受けず事業の範囲を変更したときは、1000万円の罰金が科せられる場合がある。

分野4【問49】

廃掃法で規定されている違反行為とそれに対応する罰則の内容になるよう、に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- ・業務の (ア) 又は諸事項の変更の (イ) をせず、又は虚偽の (イ) をしたときは、 (ウ) 万円以下の罰金が科せられることがある。
- ・改善命令に違反したときは、 (エ) 年以下の懲役若しくは (オ) 万円以下の罰金又はこの併科が科せられることがある。

分野4【問50】

廃掃法で規定されている違反行為とそれに対応する罰則の内容になるよう、に入る語句を2ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- ・一般廃棄物を (ア) の確認なく輸出したとき、 (イ) 年以下の懲役若しくは (ウ) 万円以下の罰金又はこの併科が科せられることがある。
- ・一般廃棄物を (ア) の確認なく輸出する目的でその (エ) をしたときは、 (オ) 万円以下の罰金が科せられる場合がある。

令和元年度 特別区一般廃棄物処理業能力認定試験 解答一覧表（処 分 業）

問1 (記述)	(ア)	固形状
	(イ)	液状
	(ウ)	放射性物質
	(エ)	有償
	(オ)	総合的
問2 (正誤)	A	○
	B	○
	C	○
	D	×
	E	×
問3	2	
問4	3	
問5	5	
問6 (記述) ※(ウ) (エ)は順 不同。	(ア)	6
	(イ)	7
	(ウ)	委託
	(エ)	名義貸し
問7	5	
問8	2	
問9 (記述)	(ア)	道路
	(イ)	公園
	(ウ)	汚でい
	(エ)	動物死体
	(オ)	医療
問10	5	
問11	2	
問12 (正誤)	A	×
	B	○
	C	×
	D	×
問13 (記述)	(ア)	一日
	(イ)	5
	(ウ)	200
	(エ)	2
	(オ)	東京都知事
問14	4	
問15	2	

問16 (記述)	(ア)	環境汚染
	(イ)	0.5
	(ウ)	50
	(エ)	2
	(オ)	合計
問17	5	
問18	1	
問19 (記述)	(ア)	一般廃棄物
	(イ)	残さ
	(ウ)	40
	(エ)	25
	(オ)	再生利用
問20 (正誤)	A	×
	B	×
	C	○
	D	○
問21 (記述) ※(ウ) (エ)は順 不同。	(ア)	生活環境
	(イ)	埋立処分
	(ウ)	形状
	(エ)	排出場所
	(オ)	感染症
問22 (正誤)	A	×
	B	×
	C	×
	D	○
	E	×
問23	2	
問24	2	
問25 (記述)	(ア)	条例
	(イ)	15
	(ウ)	感染性
	(エ)	家庭用機器
問26 (記述) ※(ウ) (エ)は順 不同。	(ア)	食品
	(イ)	清掃協議会
	(ウ)	手数料
	(エ)	書類審査
問27 (記述)	(イ)	立入検査
	(エ)	許可証
	(オ)	許可証

問27 (記述)	(ア)	除く
	(イ)	5
	(ウ)	1
	(エ)	2
	(オ)	1
問28 (正誤)	A	×
	B	×
	C	○
	D	×
	E	○
問29	2	
問30	1	
問31	5	
問32	4	
問33 (正誤)	A	×
	B	×
	C	○
	D	○
	E	×
問34	2	
問35 (記述)	(ア)	見取
	(イ)	断面
	(ウ)	施設設置
	(エ)	許可証
	(オ)	認可書
問36	4	
問37	5	
問38	5	
問39	1	
問40	1	
問41 (記述)	(ア)	物件
	(イ)	性状
	(ウ)	無償
	(エ)	提供
	(オ)	提供
問42 (記述)	(ア)	欠格要件
	(イ)	違反行為
	(ウ)	能力
	(エ)	基準

問43 (記述)	(ア)	基準
	(イ)	適合
	(ウ)	期限
問44 (記述)	(エ)	方法
	(ア)	処理
	(イ)	違反
	(ウ)	刑事罰
	(エ)	個人
問45 (記述)	(オ)	罰金
	(ア)	他人
	(イ)	不正
	(ウ)	許可
	(エ)	5
問46 (記述)	(オ)	1000
	(ア)	不正
	(イ)	範囲
	(ウ)	5
問47	(エ)	1000
	4	
	A	○
問48 (正誤)	B	○
	C	○
	D	○
	E	○
	問49 (記述)	(ア)
(イ)		届出
(ウ)		30
(エ)		3
(オ)		300
問50 (記述)	(ア)	環境大臣
	(イ)	5
	(ウ)	1000
	(エ)	予備
	(オ)	200